

2018年5月12日 中央大学×LLAN 連続公開講座

府中青年の家裁判を振り返る——弁護団の立場から

弁護士 中川重徳（諏訪の森法律事務所）

fv7s-nkgw@asahi-net.or.jp

◆事件との出会い

1959(S. 34) 生まれ

1978(S. 53) 大学入学

1988(S. 63) 弁護士登録（東京弁護士会）

11. 29 永野靖氏（現在・弁護士）からカミングアウト

1990(h. 2)4. 7 永野氏からの電話

◆思い知らされたホモフォビア／叩きつぶされた新米弁護士の正義感

○K課長の発言

「規約は今から作るんですか？」 「アカーの人達のほうが（風呂場で）変なことをしてたんじゃないんですか」

⇒『教育委員会の正式の会議の場で議論させればさすがに拒絶できないのでは』＝請願書提出

○しかし、教育委員会定例会も不許可処分（1990. 4. 26）

◆提訴に向けて

○男女別室ルールの壁

○最高裁図書館に通ったが・・・

○アカーメンバーとの葛藤

異性愛者であること、社会の構造の発見と自覚

○それでも前へ前へ

◆勝訴に向けて

(1) 「男女別室ルール」に対峙する論理

・訴状作成の中で到達した戦略（別室ルールのワナの暴露）

問われるべきは「同性愛」ではなく不許可とせねばならない理由

・徹底した求釈明⇒ついに裁判所が・・・

(2) トム・アミアーノ証人尋問

当初の意図を越えた成果（教育的対応とは）

(3) 「男女別室」は絶対のルールではなかった！

・全国青年の家電話大作戦・都も対抗して調査。ところが・・・

・後には宿泊報告書

(4) 裁判官の意識（偏見）を変える

(5) 社会を変える＝証拠化

・広辞苑

・文科省資料

・精神医学

◆法律家としての原動力

◆未来をつくるのは私たち

## ◆府中青年の家事件の経過

1990. 2. 11-12 府中青年の家で宿泊合宿（リーダー会で自己紹介⇒いやがらせ）

（アカー規約）

『同性愛者の相互協力を基礎として、①ネットワークづくり、②正確な知識の普及、③社会的な差別や偏見の解消等を目的』

3. 24 青年の家所長と交渉

（所長回答）

「なぜその場で注意しなかったのか」

「あなたがたの『主張や行動』が尊重されなければならないとしても、今日（現在）の日本国民（都民）のコンセンサスを得られている内容とは思いません。特に青年の家は、『青少年の健全育成』を目的として設置されている教育機関・・・このような目的を持つ教育機関の長として、私はあなた方の主張や内在する行為を支援するわけにはいきません。他の青少年にとって正しいとは言えない影響を与えることを是としない立場にあるものとして、次回の利用についてはお断りしたい・・・」

4. 13 東京都教育委員会に対する**請願書提出**

※ I L G A 日本、れ組スタジオ東京、掛札悠子さんらとともに都庁ビラまき等

4. 26 都教委、5月の利用につき**不許可決定**、

（教育長コメント）

『東京都教育委員会は、この団体の目的や活動について問題にしているのではないので一般的に公の施設の使用を拒むものではない。

しかし、施設にはそれぞれ設置目的があり、又使用上のルールがある。

青年の家は、「青少年の健全な育成を図る」目的で設置されている施設であることから、男女間の規律は厳格に守られるべきである。

この点から、青年の家では、いかなる場合でも男女が同室で宿泊することを認めていない。このルールは異性愛に基づく性意識を前提としたものであるが、同性愛の場合異性愛者が異性に対して抱く感情・感覚が同性に向けられるのであるから異性愛の場合と同様、複数の同性愛者が同室に宿泊することを認めるわけにはいかない。浴室についても同様である。』

1991. 2. 12 東京地裁へ**提訴**

4. 11 法律家団体で学習会 「相手を選ぶべき」とも

5. 3-5 地方交流合宿@名古屋（東京、名古屋、大阪のグループから参加）

東大5月祭企画（浅田彰、石坂啓ほか）300人超

6月 ILGA 日本・OCCUR 米国ゲイコミュニティ視察

3. 8 第1回期日についての**上申書**を提出

5. 20 ①**第1回口頭弁論（713法廷）** 原告本人意見陳述・傍聴立ち見含め80名

7. 22 ②**第2回口頭弁論（713）**

9. 9 ③**第3回口頭弁論（713）** 傍聴希望者80名 被告準(2)

11. 3 中大企画

11. 9 二宮周平先生研究室へ@立命館大学

11. 10 ゲイ・ライツ IN 大阪（大阪市立中央青年センター）

11. 11 ④口頭弁論(713) GAPA から傍聴  
 11. 24 東大駒場祭企画 (二宮周平&福島瑞穂)
12. 9 ⑤口頭弁論(713)
1992. 2. 24 ⑥尋問(713)風間? 傍聴希望101名  
 4. 26 ゲイライツ in 東京
5. 18 ⑦尋問 風間・瀬川尋問 (713)
6. 15 ⑧尋問 瀬川反対尋問 (713)
8. 31 ⑨尋問 瀬川反対尋問続行(713)
9. 16 裁判官面会 (トム・アミアーン氏の証人尋問)
10. 19 ⑩裁判所が東京都へ求釈明, トム・アミアーン証人採用決定  
 92. 11 「エイズは笑う」問題  
 92. 11 中野サンブラザ・名称利用拒絶問題「お客さんが見てどのように感じるか」  
 92 ロバータ・アクテンバーグ (サンフランシスコ市政執行委員), リーランド・イ, エドウィ M リー, トム・アミアーン (教育委員会委員) 各氏が裁判所あてにサポートレター
12. 15-19 弁護団 (森野・中川) サンフランシスコへ (尋問打合せ)
1993. 1. 18 ⑪トム・アミアーン氏証人尋問 (SF 教育委員)  
 93. 1 「生徒の問題行動に関する基礎資料」文部省へ申入れ (トム同行)  
 93. 3 札幌北警察署人権侵害捜査事件(ILGA 日本・札幌ミーティングが取り組み)  
 93. 3 厚生省エイズサーベイランス委員会感染経路「異性間性的接触/男性同性愛」の表現を改める  
 93. 4 「同性愛報道の手引き」発行
2. 23 進行協議 (青年の家実態調査の提出について)
5. 13 裁判官面会
7. 19 ⑫全国の青年の家運用実態調査提出
10. 18 ⑬(713)
12. 6 ⑭結審 意見陳述(713)
- 1994. 3. 30 一審判決**  
 94. 6 レズビアン・カップルの依頼により共同生活合意書&遺言作成
7. 11 控訴審裁判官面会(第4民事部)
7. 14 ①控訴審第1回期日(817)  
 94. 8. 7-11 第10回国際エイズ会議(横浜)⇒入管法付則廃止と感染者・セックスワーカー・ドラッグユーザー入国サポート, 口頭発表「日本のエイズポリシーとホモフォビア」, AIDS 文化フォーラム等  
 94. 8. 5-7 横浜市立三ツ沢公園少年野外活動センター(単独宿泊利用)  
 94. 8. 28 第1回東京レズビアン・ゲイ・パレード
10. 11 ②控訴審第2回期日(101)
12. - 弁護団ニューヨークへ
12. 20 ③控訴審第3回期日(817)  
 95. 2. 16 山本直英氏尋問うちあわせ(紀尾井町)
1995. 2. 21 ④控訴審第4回期日(817)
4. 13 ⑤控訴審第3回期日(817)
6. 8 裁判官面会(第4民事部)
6. 13 ⑥控訴審第3回期日(817or820)?  
 95. 6. 29-30 松山市野外活動センター 交流合宿(鍋横ハイキングクラブ・男女同室)

95.7 横浜市立三ツ沢公園少年野外活動センター

- 8.31 ⑦弁論(817)書証原本 ガイドブック, 伊東大祐弁護士参加  
10.12 ⑧高村延雄 生涯学習部長 (主尋問) (101)  
11.28 ⑨高村延雄 生涯学習部長 (反対尋問) (101)  
1996.1.25 ⑩高村延雄 生涯学習部長 (反対尋問) (101)  
3.21 裁判官面会(第4民事部)  
3.28 ⑪控訴審第回期日(817)弁論  
5.16 ⑫控訴審第回期日(817)弁論  
7.4 ⑬控訴審第回期日(101)尋問事項書・合宿の写真  
9.10 ⑭控訴審第回期日(101)  
11.19 ⑮控訴審第回期日(817)弁論  
1997.2.6 ⑯山本直英 証人 (主尋問) (101)  
4.10 ⑰山本直英 証人 (反対尋問) ()  
7.8 ⑱控訴審結審(101)  
9.16 控訴審判決言渡 (棚村政行先生傍聴)

◆東京地方裁判所平成 6年 3月 30日判決(抄)(判例タイムス 859-163、判例時報 1509-80)

第三 当裁判所の判断

一 同性愛、同性愛者について

証拠(略)及び弁論の全趣旨より、次の事実が認められる。

1 同性愛は、人間が有する性的指向 (sexual orientation) の一つであって、性的意識が同性に向かうものであり、異性愛とは、性的意識が異性に向かうものである。同性愛者とは、同性愛の性的指向を有する者のことであり、異性愛者とは、異性愛の性的指向を有する者のことである。(弁論の全趣旨)

2 同性愛に関する状況について

(一) かつて、同性愛に関する心理学上の研究の大半は、同性愛が病理であるとの仮定に立ち、その原因を見出すことを目的としていたが、一九七五年以来、アメリカ心理学会では、同性愛に対する固定観念・偏見を取り除く努力が続けられてきた。(甲一〇四、一〇五)

また、国際的にも影響力のあるアメリカ精神医学会により作成される精神障害の分類と診断の手引き (DSM) においては、一九七三年一二月、アメリカ精神医学会の理事会が同性愛自体は精神障害として扱わないと決議し、DSM—II の第七刷以降「同性愛」という診断名は削除され、代わって「性的指向障害」という診断名が登場し、DSM—III においてはそれが「自我異和的同性愛」という診断名に修正された。これは、自らの性的指向に悩み、葛藤し、それを変えたいという持続的な願望を持つ場合の診断名である。しかし、この「自我異和的同性愛」という診断名も、同性愛自体が障害と考えられているとの誤解を生んだこと、右診断名が臨床的にほとんど用いられていないことなどから、一九八七年の DSM—III の改訂版 DSM—III—R からは廃止された。(甲一〇六の1、2、一〇七の1、2)

更に、世界保健機構で作成されている ICD 国際疾病分類の第九版である ICD—9 をアメリカ連邦保健統計センターが修正し一九七九年一月に発効した ICD—9—CM では、「同性愛」という分類名が「性的逸脱及び障害」の項の一つとしてあげられていたが、ICD—9 の改訂版である ICD—10 の一九八八年の草稿では「同性愛」の分類名は廃止され、「自我異和的性的定位」という分類名が用いられており、これについては、「性的同一性、性的指向に疑いはないが、もっと違ったものであればよいのにと願い、それを変えるための治療を求める場合がある。」と記述されている。同じく一九九〇年の草稿では「自

「我異和的性的定位」の項に「性的指向自体は、障害と考えられるべきではない。」と記述されている。  
(甲一〇七の1、2、一〇八ないし一一〇)

日本においても、精神科国際診断基準検討委員会によってわが国の診断基準の「試案」が作られ、そこにおいては種々の意見があったが、「同性愛」は「性障害」の診断名としては取り上げられず、「同性愛」は精神障害に入らないとの前提のもとに、参考項目に付加的分類名として残されるのみとなった。  
(甲一一一)

このように、心理学、医学の面では、同性愛は病的なものであるとの従来の見方が近年大きく変化してきている。

(二) 次に、同性愛に関する記述をみると、次のように種々の記述があるが、同性愛を異常視する従来の傾向の見直しが行なわれている状況にあるといえるであろう。

(1) 「イミダス」集英社、平成二年版、甲八六)では、「同性愛」を「解剖学的に自分と同じ性に対するエロチックな反応のこと」と定義し、ゲイ解放運動、一九七三年にアメリカの精神医学会が同性愛を精神障害とみなすことをやめたこと、同性愛の原因等の紹介の後、「男性ホモの場合は強迫的で反復性のある肉体関係がつきまとい、対象を変えることが多い。」と記述していた。

しかし、「イミダス」は、その後平成六年版において、右「男性ホモの場合は強迫的で反復性のある肉体関係がつきまとい、対象を変えることが多い。」との記述部分を削除し、「同性愛も異性愛も、人間の性のあり方の一つと考えるのが妥当だろう。」との記述を付け加えている。

(2) 「智恵蔵」(朝日新聞社、平成二年版、甲八八)では、「同性愛」を「男女が異性を愛する心情と同じように同性を愛すること」と定義し、従来同性愛者が厳しい差別の中におかれ、同性愛に対する偏見(異常視)の見直しが求められていることが述べられた後、スウェーデンでは一九八八年一月に「共同生活者の共有住居と共有財産に関する法律一同棲法」が施行され、同性愛のカップルも結婚した夫婦と同じように社会的に認知されたこと、一九八九年七月にサンフランシスコ市で同性の結婚を認めたことが紹介されている。

(3) 「広辞苑」(岩波書店)は、その第三版(昭和五八年一二月第一刷発行)で、「同性愛」を「同性を愛し、同性に性欲を感じずる異常性欲の一種。」と定義していたが、第四版(平成三年一二月第一刷発行)では、「同性愛」を「同性の者を性的愛情の対象とすること。また、その関係。」と定義している。(乙一〇)

(4) 「大辞林」(三省堂 昭和六三年)も、「同性愛」を「同性の者を性的愛情の対象とすること。また、その関係。」と定義している。

### (三) 文部省における状況について

文部省発行の「生徒の問題行動に関する基礎資料」(昭和五四年一月、甲八九、乙七)では、「同性愛」を「性的な行為が同性間で行なわれる場合である。」と定義し、原因についての記述の後、「この同性愛は、アメリカなどでの“市民権獲得”の運動もみられるが、一般的に言って健全な異性愛の発達を阻害するおそれがあり、また社会的にも、健全な社会道徳に反し、性の秩序を乱す行為となり得るので、現代社会にあっても是認されるものではないであろう。」と記述している。

しかし、同じく文部省発行の「生徒指導における性に関する指導」(昭和六一年三月、甲九〇)では、同性愛に関する記述はなされていない。

なお、文部省は、原告アカーの抗議に応じ、右記述を不適当なものとして見直しを考えていると報道されている。(甲一一二ないし一一五)

(四) ところで、従来同性愛者は、婚姻制度の枠組みの外におかれていたが、サンフランシスコ市では、

平成三年二月から同性愛者のカップルの内縁関係を市が認定する制度が発足した。(甲五九、六〇、証人トム・アマアーノ)

3 右のように、同性愛についての状況は、近年急激に変化しているが、従前の状況下においては、同性愛者は孤立しがちとなり、自分の性的指向に関し悩み苦しんでいたことがうかがわれる。

サンフランシスコ市でも同性愛者に対する嫌がらせ、暴行が起り、同性愛者の自殺も問題となった。また、教育の場では、一般の生徒は、同性愛者を性的な存在としてしかとらえず、完全な人格を持ったものとしてはとらえない傾向があった。そこで、サンフランシスコ市では、右のように従前正当な認知を与えてこなかった同性愛者の生徒の教育を受ける権利を保障するため、一九八九年から、同性愛者の生徒のためのサポートサービスが取り組まれている。

また、同種のサポートサービスは、ロサンゼルス市、サンディエゴ市でも取り組まれている。(甲六五の2、九四ないし一〇一、一〇三、証人トム・アマアーノ)

I 憲法二一条、二六条、地方自治法二四四条に鑑みると、原告らは、「公の施設」である本件府中青年の家についてその利用権を有しているものと認められる。しかるところ、地方自治法二四四条二項は「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」と規定し、また、同条三項は「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と規定している。したがって、都青年の家条例八条一号にいう「秩序をみだすおそれがある」ときも、二号にいう「管理上支障がある」ときも、右のような趣旨において解釈されるべきである。

II ところで、同性愛者が青年の家における同室宿泊を拒否された場合には、同性愛者は青年の家に全く宿泊することができなくなる。なぜなら、男女の場合には、その同室宿泊を拒否されても、通常、別々の部屋に分かれて宿泊することができるのに対し、同性愛者の場合は、相当数の個室でもない限り、別々の部屋に分かれて宿泊することはまず不可能であるからである。これは、男女の場合に比べて著しく不利益であり、同性愛者が青年の家の利用権を奪われるに等しいものである。

III そうとすると、同性愛者の同室宿泊を拒否するためには、前記(1) I のように一般的に同性愛者が同室に宿泊すれば男女が同室に宿泊した場合と同様に性的行為に出る可能性があるというだけでは足りず、当該同性愛者においても性的行為に出るという具体的可能性がなければならないというべきである。その場合に初めて都青年の家条例八条一号または二号の要件を充たすものというべきである(したがって、男女の場合にも、男女の同室宿泊を拒否すれば宿泊そのものができなくなるのが常態の場合には、当該男女が同室宿泊をすることによって性的行為に出る可能性が具体的にあるか否かを検討することが必要となろう。)(中略)

IV これを本件についてみるに、そもそも、都教育委員会は、右具体的可能性の有無を当初から問題とせず、単に、原告アカーが同性愛者の団体であり、「同性愛者」と「男女」とは同じであるとの考えのもとに本件不承認処分をなしたものであって、既にこの点において違法たるを免れないが、仮にこの点をしばらくおくとしても、原告アカーについて、本件使用申込当時そのメンバーにおいて府中青年の家に同室宿泊をした場合性的行為に出る可能性が具体的にあったことを認めるに足る証拠はない。

VI 以上、要するに、都教育委員会は、本件使用申込に対しては、性的行為のなされる具体的可能性がある場合にのみこれを不承認処分とすることができたのに、その具体的可能性があるか否かを認定せずあるいは具体的可能性があることを認めるに足る事実がなかったのに、本件不承認処分をなすに至ったのであって、本件不承認処分は、地方自治法二四四条二項、都青年の家条例八条の解釈適用を誤つ

た違法なものといわざるを得ない。

◆東京高等裁判所 平成9年9月16日判決（判例タイムズ 906-206）

男女別室宿泊の原則は、（中略）、性的行為が行われる可能性を一般的には少なくする効果はあるが、実際にそのような行為が行われないかどうかは、最終的には利用者の自覚に期待するしかない性質のものというべきである。そして、青年の家において、性的行為に及ぶ可能性をなくすために、特に利用者の自覚を促したり、監視をするなどの働きかけをしていることは本件全証拠によるもこれを認めるに足りない。また、青年の家における宿泊形態においては、そもそも性的行為に及ぶ可能性がそれほど高いとはいえないことは前記説示のとおりである。（中略）。現実には生ずる可能性が極めて僅かな弊害を防止するために、この程度の必要性と効果を有するに過ぎず、また元来は異性愛者を前提とした右原則を、同性愛者にも機械的に適用し、結果的にその宿泊利用を一切拒否する事態を招来することは、右原則が身体障害者の利用などの際、やむを得ない場合にはその例外を認めていることと比較しても、著しく不合理であって、同性愛者の利用権を不当に制限するものといわざるを得ない。

「都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。このことは、現在ではもちろん、平成二年当時においても同様である。」

◆参考

- 「ヘイトスピーチにさらされる性的マイノリティ 人権の視点から考える」『世界』2月号
- 「自分たちの未来を切り開く⇒府中青年の家裁判から⇒」『統合失調症のひろば』2016秋号 117
- 「LBGTと子ども—教育現場における問題点—」『法学セミナー』62巻10号35頁（2017）
- 同性婚人権救済弁護団編「同性婚 誰もが自由に結婚する権利」（明石書店、2016）、
- 「同性パートナーシップ制度 世界の動向・日本の自治体における導入の実際と展望」（共編著・日本加除出版、2016）

## なぜ裁判はゲイメディアから批判されたか

～LGBT と人権：府中青年の家裁判を振り返る—原告の立場から～

2018年5月12日：風間孝

### 0 はじめに

- ・同性愛者の人権が争点となった国内初の裁判：ゲイの間で賛否両論の声があがる
- ・現在でも、性的マイノリティの人権擁護の運動：性的マイノリティからの批判は珍しくない
- ・性的マイノリティ自身から向けられる批判はどのような意識と構造を有しているか？  
→府中青年の家裁判を事例として考察
- ・分析対象：府中事件から裁判提訴をとりあげたゲイおよびゲイメディアの発言<sup>1</sup>

### 1 裁判への支援・連帯の表明：ゲイ雑誌『アドン』（1974年～）と南定四郎を中心に

#### (1) 『アドン』での取りあげ方

事件直後からアカーによる報告記事を掲載、以後ほぼ毎月、裁判(準備)の状況を報じる

#### (2) 週刊誌『アサヒ芸能』[91年2月28日号]：「同性愛差別裁判の行方」

・南コメント：裁判提訴に対し「むしろ遅かったくらいだ」と述べ、「これは同性愛者にとっての人権裁判。戦後45年間にわたって諸外国で行われてきた人権運動や市民権の確立と同じです。日本にも個人の意識とは別に、差別の意識があったということを浮き彫りにした」

#### (3) ILGA 日本のもとで活動する各地のグループ

①ILGA 日本京都ミーティング：ゲイ差別の実例として勉強し差別反対の立場で支援

②ILGA 日本札幌ミーティング：札幌からも積極的に応援したい

③第4回 ILGA 日本全国大会：府中青年の家ゲイ差別事件支援がプロジェクトとして承認

#### (4) まとめ：裁判の意義はどのように語られたか

ア) 日本でも同性愛者の人権運動がようやく起こった⇒日本寛容論

イ) 公的機関による差別意識の顕在化←青年の家でのカミングアウト

### 2 裁判への異論の表明：ゲイ雑誌『薔薇族』（1971年～）と伊藤文学を中心に

#### (1) 映画評論家・おすぎの主張 [「おすぎの悪口劇場」『薔薇族』1990年8月号]

①都教育委員会に対して：「まあ都の方も大概と馬鹿」

②アカーに対して：「税金を払っている人たちなら、公共施設はつかえるのですから、それは告訴すればいいのではないのでしょうか。当たり前のことでしょう。」

でもねえ。私たちは同性愛者の団体ですって断って“青年の家”に泊まって親睦会をするなんていうのはいかがなものでござんしょうねえ。別にしてはいけないとはいわないけれど、私の感想としては、何故、同性愛者が群れなければいけないのですか。小さな力だから、数をたよりにあ

---

<sup>1</sup> 今回取りあげる『アドン』『薔薇族』以外のゲイ雑誌はこの時期、報告者の確認する限り府中裁判についてとりあげていない



つまれば出来ないことが出来るようになるだけでもおもっているのかしら。

★批判のポイント

ア)「同性愛者の団体」だと断って(=カミングアウトして)青年の家を利用したこと

イ)「同性愛者が群れ」ること:(宗教的)抑圧のない日本で団体を結成する必然性はない

アメリカやヨーロッパのホモセクシュアルやゲイピープルたちがアソシエーションを組むのは長い歴史の中で宗教的に抑えつけられていたものをはねかえすポリティカルな運動だからであって、必ずしも親睦を目的で組織されているわけではないのですよ。

ウ)「ステップ・バイ・ステップ」でない「人権を獲得」の試み→イージー

大体、人権を獲得しようとするのに昨日、今日のムーヴメントで「人権」が手に入ると思っているなら、かなり、この団体はイージーな人たちが多いのでしょう。

今、世の中は「ホモセクシュアル」や「ゲイピープル」を認めているなんて本気で思っている同性愛者がいるのなら、楽天的もいいところ。とくに「人権」なんてものはステップ・バイ・ステップでやっていかなければなかなか手に入らないものなのです。(中略)それとも、この事件は、端から、公共施設を相手どって、団体の存在を宣伝したかったというのかしら……。それだと、ちょっと卑怯な方法をとったものね。

③まとめ

・人権獲得のために公共施設でカミングアウト:慎重さを欠いた安易な方法である  
→人権獲得や都民の権利は否定しないが、裁判という方法を批判

(2)伊藤文学

①『アサヒ芸能』でのコメント

同性愛者の市民権という問題は、50年、あるいは1世紀を要する問題なのです。わたしが20年間やってきた経験からいっても、一步一步階段を上るように活動していくことが大事。若い彼らの気持ちもわからないではないが、こういうイチャモン的な争いを起こすと、世間は同性愛者に対して変な目を向けるようになりかねない。最近、若い女の子たちにも同性愛者に対する偏見はなくなってきました。当誌の読者の親が泣き叫んで電話をしてくることもなくなった。いまのところ、ほんとうにけんかをしなければならぬ差別というのは出てきていないですよ。同性愛者は異常でも変態でもないんだ、ということをもっとじっくり知らせていくべきで、一個の人間として許容できるものは許容するべきです。[『アサヒ芸能』1991年2月28日号]

②伊藤の主張のポイント

ア)「同性愛者の市民権」獲得の必要性は否定しないが、裁判という方法論に異を唱える

イ) 偏見が無くなりつつある現状で「イチャモン的な争い」をすべきではない

→「世間は同性愛者に対して変な目を向けるようにな」る

(3)『薔薇族』読者からの投稿 [『薔薇族』91年5月号]

①「伊藤文学のひとりごと」欄において紹介された読者T・Mによる投稿

彼らアカーの会のメンバーの提訴は勇み足であり、かえって社会に同性愛者のイメージを悪く伝えるばかりだと思います。(略) なにかあえて社会に荒波を立てて、ゲイ解放運動を起こそうと

しているような意図があります。

この前のアイスバーグプロジェクトの会合の時、伊藤編集長の記事(注 アサヒ芸能でのコメント)に関して、A誌編集長は、“このような意見に対して理解させるのではなく戦う必要がある”と、極めて過激とも、意味不明とも言える意見を述べました。

これは非常に問題を含んでいるように思います。自分達の主張を絶対として、それに反対または無視するゲイとは戦うということです。異なった人生を歩んでいるさまざまなゲイの実態を無視する発言のように思え、極めてゲイにとって危険な人物のような印象を受けました。ゲイ解放運動を唱えてはいるが、それはゲイ全体の幸福を考えた運動ではなく、特定のゲイの思想を全体に適応したもののようには思います。ゲイの権利獲得は闘争ではなく、世間の無知を理解させることのように思うのですが。(略)しかし実際はゲイ全体を巻き込み、問題を拡大しているようなそぶりがあります。これは極めて注意を要することだと思います。

## ②T・Mの主張のポイント

ア) ゲイの権利獲得自体は否定していないが、アカーや南の方法論を批判

→「社会に荒波を立てる」やりかたは「同性愛者のイメージを悪く伝える」ことになる

イ) 「ゲイ解放運動」が自らを含めた「ゲイ全体」を巻き込むことへの警戒

→裁判は、異性愛社会のまなざしを変化させ、クローゼットの中で生活するゲイに迷惑をかける

(4) まとめ：3人の共通点

①ゲイの人権獲得を否定はしないが、裁判を選択したアカーを批判

→裁判という「闘争」的な方法は異性愛社会からのまなざしを変える恐れがある

(「ステップ・バイ・ステップ」／「一步一步」／「社会に荒波」を立てない)

→異性愛社会から見過ごされてきた、ゲイの「平穏」な生活が破壊されることへの恐怖

## ②寛容とクローゼット

「異性愛者は、自分たちの異性愛の徴をどんなものでも露出することができるという社会的特権を享受している。逆に発言者が同性愛者である場合は、いつでもそれは、すべて時宜を逸した場違いで不作法な行いとみなされる。(中略)同性愛者の言説はすべてそれだけで過剰なのである。なぜならそれは、社会からの寛容という恩恵を得るために必要な慎みの限度を超えてしまっているからである。」[レトラド 2013:592]

## 3 ゲイの「処世観」への着目：平野広朗～『アンチ・ヘテロセクシズム』より～

### (1) 裁判の意義

・アカーメンバーが行動したことによる差別の顕在化→「同性愛に寛容な文化的伝統」の否定

「隠花植物→葉隠→同性愛容認の文化伝統」の論法でもって、「日本には同性愛差別などない」と呑気なことを言う人も多いが、それは同性愛者が息を潜めて社会の体制に身を委ねていればこそその太平楽であって、ゲイが己が生を前面に打ち出したとき、どのような差別・偏見が襲いかかってくるか、府中青年の家事件が如実に示すことになった。[平野 1994:75]

### (2) アカーの擁護

ア) カミングアウトして青年の家を利用し、青年の家側と交渉→「アカーは正しい」

イ) 裁判提訴：「差別の闘いのひとつの方法として当然の選択であった」と全面肯定

⇒「単純明快な道理が、『当事者』以外にはなかなか伝わらない」？→ゲイの処世観

ことにゲイのなかには、わざわざゲイであることを名告って公共施設で合宿までしなくたって、という批判的な声さえあるのだ。公共施設で合宿するのは、住民として当然の権利を行使しようとしただけのことであるから、このことに対する批判には反論するまでもないが、「わざわざゲイであることを名告った」ことについての批判・疑問は、ゲイのあいだに根強い処世観を反映したものであるから、論じておく必要があるだろう。それは、日常生活・社会生活のレベルではおとなしく異性愛者を演じて、ゲイの仲間うちで「自分」を発散すればハッピーな人生を送れるのではないか、という処世観である。[平野 1994:81]

⇒「根強い処世観」：クローゼットに留まれば「ハッピーな人生を送れる」

(3) 「同性愛者の生の技法」(アラン・フィンケルクロート)

(=ゲイやレズビアンの大半が生き残る術として器用に作り上げてきた振る舞い方)

そのような振る舞い方は、同性愛者が異性愛者と同じように自分のセクシュアリティを生きようとすれば、ただそれだけでも危険であり得たし、ただそれだけのことで、両親や隣人、職場の同僚のうちの最も優しい人ですら不倶戴天の敵となりかねないという状況があったからこそ必要だったのである [マンジョ 2013:195]

・クローゼットが失われることへの恐れや嘆き⇒クローゼットの理想化へ

#### 4 おわりに：批判の向けられる先

「カミングアウトするのはいいが、僕たちゲイです、青年の家を使いますというのが受け入れられる状態なのか」「アカーの人たちは時代に救われた。アカーの人たちのゲイリブ、ゲイの人権で世の中が動いたわけではなく、それ以外の風潮が前向きに進んでいるから、認められた」(97年9月)

①裁判批判：異性愛社会からの同性愛者へのまなざしが変わることの恐れ

⇒「寛容という恩恵を得るために必要な慎みの限度を超える」[レトラド] こと

⇔クローゼットは寛容を与える側により恣意的に設けられる=いつとりあげられるか？

⇒クローゼットにとどまることで与えられる恩恵(ジェンダー化されていることに注意)

②批判の向けられる先：クローゼットやジェンダー特権を前提とする性的マイノリティの思考

⇒異性愛社会：クローゼットから出た場合の危険をちらつかせながら、留まるように促す

#### 引用文献

平野広朗 [1994] 『アンチ・ヘテロセクシズム』現代書館。

風間孝・河口和也 [2010] 『同性愛と異性愛』岩波書店。

風間孝 [2015] 「性的マイノリティをとりまく困難と可能性—同性愛者への寛容と構造的不正義」『身体と親密圏の変容(岩波講座 現代 第7巻)』岩波書店、263-288。

レトラド、ディディエ [2015] 「露出症」『同性愛嫌悪を知る事典』明石書店、591-594。

マンジョ、フィリップ [2015] 「クローゼット／慎み」『同性愛嫌悪を知る事典』明石書店、195-200。